140	33° 58′ 10.7832″	132° 07′ 47.0614″
141	33° 58′ 10.6377″	132° 07′ 46.6921″
142	33° 58′ 10.3584″	132° 07′ 46.3244″
143	33° 58′ 10.2740″	132° 07′ 46.1959″
144	33° 58′ 09.6127″	132° 07′ 45.8059″
145	33° 58′ 09.3491″	132° 07′ 45.6221″
146	33° 58′ 08.5820″	132° 07′ 44.9850″
147	33° 58′ 08.5448″	132° 07′ 45.0493″
148	33° 58′ 08.3490″	132° 07′ 44.8021″
149	33° 58′ 07.8238″	132° 07′ 44.3957″
150	33° 58′ 07.7853″	132° 07′ 44.4670″
151	33° 58′ 07.5861″	132° 07′ 44.2099″
152	33° 58′ 07.2598″	132° 07′ 43.9448″
153	33° 58′ 06.7248″	132° 07′ 43.5111″
154	33° 58′ 06.6764″	132° 07′ 43.5974″
155	33° 58′ 06.4324″	132° 07′ 43.3343″
156	33° 58′ 06.3500″	132° 07′ 43.2830″

○国土交通省告示第八百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

龍華川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十五年建設省告示第三百九十七号で指定した龍華川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第八百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西蒲田川（一）

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市広畑区西蒲田

字山伏谷　一三四〇番一　一号及び五号から九号まで

一三四〇番三　二号及び三号

一三四〇番四　四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大山上谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡神河町大山

字内畑　一一七七番一　一号から三号まで

字カナギ磯　一一七六番二　四号から九号まで

○国土交通省告示第八百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

後川内川三

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県山鹿市鹿北町大字椎持の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第四百三十二号で指定した後川内川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 07′ 53.4685″	130° 43′ 56.7167″
2	33° 07′ 55.4399″	130° 43′ 57.9552″
3	33° 07′ 55.1344″	130° 43′ 58.2437″
4	33° 07′ 53.6959″	130° 43′ 57.8997″
5	33° 07′ 53.2478″	130° 43′ 59.8330″
6	33° 07′ 51.8314″	130° 44′ 00.9607″
7	33° 07′ 51.5556″	130° 44′ 01.6310″
8	33° 07′ 51.1502″	130° 44′ 01.8228″
9	33° 07′ 51.2214″	130° 44′ 03.1028″
10	33° 07′ 50.6077″	130° 44′ 05.9635″
11	33° 07′ 50.6520″	130° 44′ 08.4855″
12	33° 07′ 50.2354″	130° 44′ 08.5480″
13	33° 07′ 49.8771″	130° 44′ 06.3215″
14	33° 07′ 49.2263″	130° 44′ 05.2877″
15	33° 07′ 49.2868″	130° 44′ 03.5901″
16	33° 07′ 49.6053″	130° 44′ 03.0811″
17	33° 07′ 48.9357″	130° 43′ 58.8955″
18	33° 07′ 52.1538″	130° 43′ 56.6073″

○国土交通省告示第八百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

明治三十三年内務省告示第八十九号で指定した土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 13′ 07.9744″	136° 58′ 42.1684″
2	35° 13′ 07.1644″	136° 58′ 43.1907″
3	35° 13′ 05.3614″	136° 58′ 41.6935″
4	35° 13′ 04.3976″	136° 58′ 40.7094″
5	35° 13′ 04.6720″	136° 58′ 39.3292″
6	35° 13′ 05.7167″	136° 58′ 37.2147″
7	35° 13′ 07.4570″	136° 58′ 37.2869″
8	35° 13′ 08.1573″	136° 58′ 40.3063″
9	35° 13′ 08.2530″	136° 58′ 40.4977″
10	35° 13′ 08.0092″	136° 58′ 40.7023″

○国土交通省告示第八百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鷲の平川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三千四百十二号で指定した鷲の平川に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県伊具郡丸森町

筆甫字東山　三四番三　一号から七号まで

三十番九　二十三号から二十六号まで

二九番十七　二十七号及び二十八号

東山国有林　五一八林班　八号から十五号まで

え一小班　五一八林班　十六号から二十号まで

ふ二小班　五一八林班　二十一号及び二十二号

は小班

○国土交通省告示第八百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百八号で指定した内川に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県伊具郡丸森町

字上滝西　五七番四　一号から五号まで

五六番六　六号

五八番五　七号から十四号まで